

学校・家庭・地域の連携協力推進事業実施要領

1. 事業の目的

地域と学校が連携・協働して、社会総がかりで未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動（以下、「地域学校協働活動」という。）を積極的に推進するため、従来の個別の教育支援活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す体制の下、地域学校協働活動を推進する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町（市町の組合を含む。以下、同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

3. 事業の内容

(1) 必要な人員の配置

市町は、地域学校協働活動の実施のため、以下の人員等を配置することができる。

- ① 域内の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員若しくは地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下、「地域学校協働活動推進員等」という。）
- ② ①のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下、「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）
- ③ 地域学校協働活動の支援を実施する者（以下、「協働活動支援員」という。）
- ④ プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下、「協働活動サポーター」という。）
- ⑤ 特別な配慮を必要とする子どもたちの活動をサポートする者（以下、「特別支援サポーター」という。）
- ⑥ 特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことの出来ない学習支援を実施できる者（以下、「学習支援員」という。）
- ⑦ 学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行う者（以下、「CSアドバイザー」という）

(2) 推進委員会の設置等

県においては、県内の地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動の総合的な推進を図る。なお、事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携を図りながら実施するよう努めることとする。

①推進委員会の設置

ア 県は、県内の地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進委員会では、地域学校協働活動や学校運営協議会の実施方針、安全管理方策、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進委員の選定に当たっては、地域学校協働活動や学校運営協議会を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

②研修の実施

ア 県は、県内の市町が配置する地域学校協働活動推進員等及び統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動や学校運営協議会の現状や推進方策、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 県は、県内の市町が実施する地域学校協働活動等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター、特別支援サポーター、学習支援員等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(3) 運営委員会の設置等

市町においては、域内の地域学校協働活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、地域学校協働活動等の推進を図る。なお、実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携して実施するよう努めることとする。

また、県が実施する場合には、「市町」を「県」と読み替えるものとする。

①運営委員会の設置

ア 市町は、域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、市町の実情に応じて、行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

②市町研修の実施

ア 市町は、域内の学校に配置される地域コーディネーター等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方針、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、地域コーディネーター等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 市町は、地域学校協働活動等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(4)「地域学校協働本部」の整備等

- ① 市町は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤とした「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能である。
- ② 市町は、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。なお、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。
- ③ 地域学校協働活動推進員等は、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

(5) 地域学校協働活動の実施・運営

市町は、地域学校協働本部並びに地域の実情に応じた仕組みの下で、取組の内容に応じて必要な人員を配置し、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て、様々な地域学校協働活動を総合化・ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業における地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容・機能を有するものとする。

- ① 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子ども教室）。放課後等支援活動を実施する場合には、放課後児童クラブが存在していない地域などを除き、放課後児童クラブと連携して実施すること。
- ② 学習が遅れがちな児童・生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）。
- ③ その他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習、地域行事への参加、ボランティア・体験活動、学校周辺環境整備、民間企業等外部人材を活用した教育プログラムの実施など、地域と学校が連携・協働して子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動。

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町は、県が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

- (1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町が実施する事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費とし、各地方公共団体の実情に応じて必要な事業費を計上することとする。ただし、以下の点について留意すること。

①諸謝金について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、特別支援サポーター、学習支援員等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

②旅費について

地域学校協働活動の実施にかかる旅費の取扱については、別表のとおりとする。

③消耗品費について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動の実施にかかる材料費等の個人に給する経費は対象外とする。

④備品費について

ア 備品については、3-(5)-①の放課後等支援活動（放課後子ども教室）を実施する際に、以下の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

（ア）開設初年度の放課後教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る）

（イ）既に実施されている放課後子ども教室が新たに放課後児童クラブと一体的に活動する初年度の場合

イ 備品とは、1個あたりの金額が3万円以上のものとする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合にはこの限りではない。

ウ 備品費を計上する際の放課後子ども教室1か所あたりの上限額については、ア（ア）の場合は210,000円、ア（イ）の場合は420,000円とする。

⑤保険料について

ア 受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する子どもや保護者にかかる経費は対象外とする。

イ 雇用保険は対象外とする。

⑥その他

ア 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

ウ 3-(5)-①の放課後等支援活動（放課後子ども教室）については、特に一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブを実施する場合には優先的に予算措置を行う。なお、補助対象となる実施日数は、学校の

課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日等で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として積算すること。

7. その他留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもの教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。
- ② 放課後等支援活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。
 - ア 放課後等の支援活動は、子どもたちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子どもの多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
 - イ 放課後等の支援活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブと一体的に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの参加促進が図られるよう努めること。
 - ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから学校区毎の協議会の設置を補助要件とする。協議会の参加者は、学校関係者、放課後児童クラブの従事者、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員等が想定される。なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。
 - エ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。
 - オ 本取組を実施する場合には「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日30文科生第396号 子発第0914第1号）に基づき、事業を実施するよう努めること。
 - カ 放課後等の支援活動を行う場合については、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を作成するものとする。

- ③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ④ 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数等、地域の実情に応じた目標を設定し、その目標について県に報告すること。また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。
- ⑤ 本事業を実施するに当たっては、県においてその他必要な事項を別に定めることができるものとする。

8. 施行日

この要領は、平成31年4月1日から施行する。